

## 高知県小児救急医療支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県小児救急医療支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、小児の救急患者の医療を確保するため、高知市又は小児科病院群輪番制病院(以下「補助事業者」という。)が実施する次に掲げる事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 小児救急医療支援事業
- (2) 輪番制小児救急勤務医支援事業
- (3) 小児救急トリアージ担当看護師設置支援事業

### (補助率、補助対象経費及び交付額の算定方法)

第3条 前条に規定する補助対象事業(以下「補助事業」という。)の補助対象経費(以下「対象経費」という。)及び補助率については、別表第1の1に定めるとおりとし、交付額の算定方法は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 別表第1の1の第1欄に定める区分ごとに、同表の1の第2欄に定める基準額と同表の1の第3欄に定める対象経費の支出額とを比較してその少ない方の額を選定する。
- (2) 前条第1号に掲げる事業については、前号の規定により選定された額と高知市が補助した額とを比較してその少ない方の額に別表第1の1の第4欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てた額)を交付額とする。
- (3) 前条第2号及び第3号に掲げる事業については、第1号の規定により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較してその少ない方の額に別表第1の1の第4欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てた額)を交付額とする。

### (補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項及び第2項の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

### (補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

### (補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容若しくは経費の配分等の変更をする場合又は補助事業の中止若しくは廃止をする場合は事前に別記第2号様式による変更(中止・廃止)承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (5) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (7) 県税(地方消費税を除く。)の滞納がないこと(第2条第1号の事業を除く。)
- (8) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対して前各号の条件を付さなければならないこと。

(実績報告等)

第8条 規則第11条第1項の実績報告書の様式は、別記第3号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前条第5号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、前条第5号ただし書の規定により交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第4号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(グリーン購入)

第9条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第10条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第4号、第8条第3項及び第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

1 補助対象経費及び補助率

| 1 区分                 | 2 基準額  | 3 補助対象経費   | 4 補助率    |
|----------------------|--|--|----------|
| 小児救急医療支援事業           | <p>次により算出された額の合計額</p> <p>(1) 26,310円×実施日数</p> <p>(2) 小児救急電話相談実施加算 14,838円×実施日数</p> <p>基準額の算出に当たっては、原則として診療時間が2の表に定める区分欄ごとにそれぞれ1日とする。</p> | <p>病院の開設者が行う休日及び夜間における小児科診療の実施に必要な次に掲げる経費に対して市町村が補助する経費（補助金又は負担金）</p> <p>(1) 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）</p> <p>(2) 報償費（医師雇上謝金）</p> | 3分の2以内   |
| 輪番制小児救急勤務医支援事業       | <p>輪番日に小児救急医療に従事する医師に対して1人1回当たり1万円</p> <p>基準額の算出に当たっては、原則として診療時間が2の表に定める区分欄ごとにそれぞれ1回とする。</p>   | 小児科病院群輪番制病院が小児救急勤務医に対して輪番日の診療に応じて支給する手当等   | 10分の10以内 |
| 小児救急トリアージ担当看護師設置支援事業 | <p>輪番日の小児救急トリアージ担当看護師設置<br/>1日当たり13,421円</p> <p>基準額の算出に当たっては、原則として診療時間が2の表に定める区分欄ごとにそれぞれ1日とする。</p>                                       | <p>小児救急を実施する医療機関が輪番日に小児救急トリアージ担当看護師を設置した場合に必要な次に掲げる経費</p> <p>(1) 報酬、給料、職員手当等<br/>(2) 共済費<br/>(3) 賃金<br/>(4) 報償費</p>                  | 3分の2以内   |

## 2 診療日の設定

| 区分 |    | 対象時間及び最低診療時間                         |
|----|----|--------------------------------------|
| 休日 | 日中 | 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで診療を行うもの    |
|    | 夜間 | 午後 5 時 15 分から翌日の午前 8 時 30 分まで診療を行うもの |
| 夜間 |    | 午後 5 時 15 分から翌日の午前 8 時 30 分まで診療を行うもの |

(注) 休日とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日、週休2日制に伴う土曜日又はその振替日及び年末年始の日（12月29日から1月3日まで）をいう。

別表第2（第5条―第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。